

包括外部監査 指摘事項に基づく是正措置

(監査実施年度 19年度)

税務部 納税課

項 目	(135) ページ 第1 市税の収入未済額に関する管理事務 4 . 監査手続及び監査結果 (5) 繰越滞納者の状況の検討 (監査の結果) 個別事例検討
指摘事項	(No . 34について) 不動産を個人で所有 , 分割納税額より年税額が多い状態である。
措 置	平成19年5月までは分割納付額が30万円でありましたが , 年間税額を少しでも縮小するよう折衝し , 35万円の分割納付となりました。その後 , 平成21年12月に再度分割納付額の折衝をし , 50万円への分割納付額の増額を取り付け , 現在も履行中です。その結果 , 監査時点の市民税は完納し , 同時点の固定資産税はほぼ完納に近い状況です。現在では , 50万円の分割納付により , 年間納付額が年間課税額以上となり , 未収額の縮小に向かっていきます。

(通知日 : 平成24年1月24日 公表日 : 平成24年1月27日)